



しゃちほこだより



第二次再犯防止推進計画始動!!

再犯防止推進計画とは？→

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、政府や地方公共団体が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画。

第一次再犯防止推進計画の取組が令和4年度に終了し、その結果明らかになった課題を踏まえ策定されたのが**第二次再犯防止推進計画**であり、3つの基本的方向性を示しています。

3つの基本的方向性

- ◆ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ◆ 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の**支援連携（ネットワーク）**拠点を構築すること。
- ◆ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固にすること。



そして、「**3つの基本的方向性**」をより具体的に示したものが、
「7つの重点課題・具体的施策」になります。

①就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- ・ **拘禁刑創設**や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業**の実施
- ・ **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
- ・ 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住宅の確保

- ・ **更生保護施設等**が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
- ・ 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- ・ 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機づけ**の強化
- ・ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- ・ 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- ・ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- ・ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体への連携強化**
- ・ 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③学校と連携した修学支援

- ・矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
→民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICT（情報通信技術）の活用促進、在学中の通信制高校への入学
- ・学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- ・拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- ・若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚及び責任を喚起する指導
- ・性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤民間協力者の活動の促進

- ・持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
→保護司の活動環境についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- ・地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- ・民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥地域による包摂の推進

- ・国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- ・地方公共団体の取組への支援
→地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報等の提供
- ・地域における支援の連携強化
→保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- ・相談できる場所の充実
→保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

- ・矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

上記の「7つの重点課題・具体的施策」をもとに、私たちは活動しています！
活動をしていく中で、地方公共団体の皆様のお力を貸していただくことも、たくさん出てくると
思います。

再犯防止のため、そして、その先にある安心安全な社会のため、御協力をお願いします🙏

また、重点課題⑥にあるように、地域における「再犯防止に関する取組」の促進のため、地方公
共団体の皆様に各種情報提供を行っていますのでお気軽に名古屋矯正管区更生支援企画課ま
でお電話ください♪



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

名古屋矯正管区 TEL: 052-971-6003(直通)
更生支援企画課 Mail: l.nagoyakyouseik.5rp@i.moj.go.jp



名古屋矯正管区のHPはこちらから！ →

